

パブリックコメント募集について

恵那市都市公園条例の一部改正について検討するにあたり、パブリックコメントを募集します。

1. 条例名

恵那市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

恵那市都市公園条例管理規則の一部を改正する規則（案）

2. 改正の概要

（１）令和５年１２月に策定した公園の在り方指針に基づき、都市公園以外の公園（地域公園）を条例の対象に追加し、市が管理する公園全体を管理します。

（２）賑わい創出のため、公園などを活用したイベントで公園内の電気設備や水道を使用できるよう、使用料を定めて貸し出しを行います。

3. 条例改正の内容

（１）恵那市都市公園条例の名称及び目的を次のとおり変更します。

改正前	改正後
恵那市都市公園条例	恵那市市立公園条例
恵那市都市公園条例管理規則	恵那市市立公園条例管理規則

（２）都市公園のほかにその他公園を追加します。（条例）

その他公園の名称及び位置

名称	位置
みさとふれあい広場	恵那市三郷町野井 1736 番地 239
武並わくわくパーク	恵那市武並町竹折 1648 番地 259
中野方ひまわり公園	恵那市中野方町 2337 番地 1
リバーパークかみやはぎ	恵那市上矢作町漆原 932 番地 1

（３）電気設備や水道の貸し出しを追加します。（管理規則）

名称	単位	使用料	備考
屋外電気使用料	１時間	200 円	管理者が許可する場所
屋外水道使用料	１時間	100 円	管理者が許可する場所

貸し出し対象は設備を有する公園のみ

4. 募集期間

令和7年1月6日（月曜日）から令和7年1月20日（月曜日）まで

5. 提出方法

様式は任意です。

- （1）表題「恵那市都市公園条例の一部改正」
- （2）住所
- （3）氏名
- （4）電話番号
- （5）意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファクス、メールで提出してください。

- ・直接持参 都市整備課（本庁舎2階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）都市整備課
- ・ファクス 0573-25-6150
- ・メール toshiseibi@city.ena.lg.jp